

教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)の

変更手続きについて(お願い)

お子さんの教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)の内容が変更となる場合は、下記の書類を提出してください。認定内容の変更により、保育料や、施設を利用する時間・期間が変わる場合があります。変更が生じた場合は速やかに手続きしてください。手続きが遅れると希望月から変更ができない場合があります。

また、市から書類の提出を求める場合がありますが、正当な理由なく書類を提出しなかったり、虚偽の内容で書類を提出・報告などをした場合は、教育・保育給付認定(施設等利用給付認定)を取り消すことがあります。(認定が取り消されると、施設の利用ができないになります。)

【※留意事項※】

現況届と共に提出された変更申請書類は、9月以降の変更として処理します。
書類不足や不備がある場合は変更となりませんのでご注意ください。

また、認定期限切れなど、9月よりも前に変更を希望する場合は、変更希月の前月の15日(15日が土・日・祝日の場合はその直前の開庁日)までに必要書類を直接こども家庭課へ提出してください。

【家庭状況などに変更があった場合】

下記書類を提出してください。

(ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。)

変更の内容		提出書類
住所の変更	市内で転居	認定変更申請書兼変更届出書、支給認定証(施設等利用給付認定通知書)
	市外へ転出	※転出後も現在利用している施設を継続して利用する場合は、必ずこども家庭課までご連絡ください。
氏名の変更	児童または保護者	認定変更申請書兼変更届出書、支給認定証(施設等利用給付認定通知書)
世帯構成の変更	保護者の離婚	認定変更申請書兼変更届出書
	保護者の離婚を前提とした別居(住民票が異動になる場合に限る)	※保護者の婚姻による場合は、婚姻相手の就労証明書等も必要となります。
	保護者の婚姻	
	それ以外の変更 (保護者変更など)	
その他	児童、保護者及び同居家族に障がい者手帳等が交付された場合	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、国民年金の障害基礎年金を受給している場合は、手帳及び証書等の写しを提出してください。

保育を必要とする事由に変更があった場合には、裏面の一覧をご覧ください。

【保育の必要性などに変更があった場合】

認定変更申請書兼変更届出書、支給認定証（施設等利用給付認定通知書）を、次の書類とあわせて提出してください。

※配布書類の中に必要な様式が無い場合（「診断書」等）は、弘前市こども家庭課か弘前市ホームページ、ご利用中の施設（市内施設のみ）からの入手をお願いいたします。

（ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。）

変更の内容	提出書類
・新規に就労する場合 ・勤務先が変更になる場合（転職） ・育児休業から復帰する場合	(必須) 就労証明書 ※保育を必要とする理由と保育の必要量が変わらない場合、認定変更申請書兼変更届出書の提出は不要です。
・求職中となる場合 (退職したなど)	(必須) 誓約書（兼求職活動報告書） (選択) ハローワーク受付票、求人票のコピー、求人サイトを印刷したもの ※求職活動を理由とした認定期間は90日です。保育必要量は短時間となります。
・出産する場合	(必須) ・母子健康手帳のコピー（表紙及び分娩予定日が記載されているページ） ・誓約書（兼求職活動報告書） ※出産を理由とした認定期間は、分娩予定日（出産日）から8週前の日が属する月の初日から、8週経過する日の翌日が属する月の末日までです。
・育児休業を取得する（している）場合	(必須) ・就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ・誓約書（兼求職活動報告書） ※育児休業を理由とした認定期間は、育児休業の最終日が属する月の末日までです。保育必要量は短時間となります。
・保護者の疾病・障がいを理由とする場合	【疾病の場合】 (必須) 診断書 【障がいの場合】 (選択) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳
・介護・看護を理由とする場合	(必須) 介護・看護状況申告書 (選択) 介護保険証・診断書 ※申告書の内容を確認し、保育必要量を決定します。
・就学・職業訓練を理由とする場合	(必須) ・就学（職業訓練）状況証明書 ・誓約書（兼求職活動報告書） ※就学・職業訓練を理由とした認定期間は、卒業（修了）予定日が属する月の末日までです。